

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
5	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備補助制度の統一化	<p>幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の統一化を求める。</p> <p>これまでに多くの自治体から同様の提案がなされ、内示時期や協議様式などの統一化等による事務軽減が図られてきたところであるが、交付金制度自体の統一には至っていないところである。一方、現在、政府において「こども庁」創設に向けた動きがあるとの報道がなされていることも踏まえ、「こども庁」の創設に関する議論の中で交付金の統一化についても再検討いただくなど、抜本的な改善をお願いしたい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の所管が統一化されることで、施設及び自治体双方の事務負担が軽減され、子ども・子育てに係る行政の効率化に資する。</p>	<p>児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>香川県、徳島県、愛媛県、高知県</p>

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
5	小樽市、旭川市、岩手県、宮城県、いわき市、茨城県、前橋市、伊勢崎市、狭山市、千葉市、富津市、川崎市、新潟県、上越市、長野県、中野市、浜松市、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、守口市、奈良県、鳥取県、広島市、宇和島市、長崎県、長崎市、熊本市、大分県、宮崎県、小林市、鹿児島県	<p>○当県において、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の所管課が異なっており、様式や提出書類も完全には統一されていない。事業費を定員で案分するという業務も自治体及び事業者の大きな負担となっている。</p> <p>○書式や内示時期の統一は図られたが、協議や交付申請等の手続きに関して、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金では、自治体への連絡時期や提出期限が異なっている。また提出書類も、同一の内容を厚生労働省及び文部科学省の両省あて提出する必要があり、事務執行にあたって大きな支障となっている。これらのことから、所管を内閣府等に一元化し、実施主体の市町村への直接補助に統一することにより事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能になる。</p> <p>○幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。両交付金で国・市町村の負担率が異なる場合があり、交付申請書の作成にあたって国交付率を誤って計算していた例がある。</p> <p>○同一施設で同内容の整備の場合、統一した交付金で行うことで手続きの円滑化が図られる。</p> <p>○単一の施設整備でありながら、保育所・幼稚園という施設機能ごとに2つの交付金申請が必要となり、事業費の按分や申請書類の作成(提出後の修正も含む)等、事業間での調整が必要になり、自治体及び事業者の事務手続きが煩雑で、事務負担が大きくなっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑である。また、補助金額の積算に当たっては、定員や面積に応じて事業費を按分する必要があるほか、特殊附属工事を行う場合には補助基準額の按分も必要となり、積算が複雑である。</p> <p>○様式の統一も限定的であり、当市においては、保育所等整備交付金については厚生労働省が、認定こども園施設整備交付金については県がそれぞれ定める様式を使用することになるところ、両者はレイアウトのみならず記載すべき項目も異なるため、ひとつの整備事業であるにもかかわらず、交付金ごとに記載すべき項目の確認や記載する金額等の切り分けのための計算をそれぞれのために細かく行わなければならないが、本質的には不要と思われる。また添付書類について、たとえば図面など両者に共通のものである書類について提出用だけでも少なくとも2部複製しなければならないばかりか、交付金ごとに求められる書類が異なるため煩雑である。さらに申請の時期などが異なることが原因で、たとえば同じ交付申請という段階であっても両者の書類の時点が異なることがあり、このことで書類の管理が複雑化しており、加えてこのようなことにより書類の修正・差し替えの必要が生じた場合、多くの場合で両者に影響が出るが、片方について既に提出済であるような場合には特に、当市のみならず、県、厚生労働省・文部科学省のそれぞれの担当の進捗を滞らせてしまうことは遺憾である。事業主体・設置主体にしてみれば、教育・保育を一体的に提供するための施設についてのただひとつの整備事業であるのに、所管する部分が異なるからという理由で交付金が二種類存在することは制度上の矛盾と言わざるを得ず、当市としても早急に統一と改正を求める。</p> <p>○こども庁の創設にあわせ、制度の統一化を図ることで、自治体の事務も効率化が図られる。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の施設整備における交付金申請において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。</p> <p>○認定こども園について施設整備に係る補助事業を実施する場合、保育所機能部分(2・3号定員部分)は厚生労働省(「保育所等整備交付金」)から、幼稚園機能部分(1号定員部分)は文部科学省(「認定こども園施設整備交付金」)からの補助となるため、厚生労働省と文部科学省それぞれとのやり取りが必要となる。施設としては1つの整備事業を実施するが、現状、事前協議や、保育所等整備交付金交付要綱又は認定こども園施設整備交付金実施要領に基づく諸手続き(交付申請、実績報告及び各種報告)及びそれらに付随する疑義照会に関して、保育所機能部分と幼稚園機能部分に分けて各省とやり取りを行う必要があるため、事務手続きが煩雑である。</p> <p>○保育所相当部分(厚生労働省)と幼稚園相当部分(文部科学省)に分けてそれぞれ申請する必要があり、共通部分について按分して算出する必要があるなど、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。</p> <p>○【制度の複雑さ】交付額算定基準額の違い、定員・面積による按分、こども園類型による加算有無など制度が複雑化している。イレギュラーな案件の見解確認も2省にまたがる。</p> <p>【手続きの煩雑】交付申請、実績報告は所管毎に行うため2重作業となる。所管毎に異なった日付で募集通知、交付金内示、決定通知、要綱・要領の改正通知がなされ、自治体・事業者にとって煩雑さと負担の増になっている。</p> <p>【改正による効果】交付金の統一化により直接的な事務作業の効率化が望める事に加え、制度の簡素化に期待できるため、自治体・事業者の理解も進み、結果、事務効率化になると考える。</p>	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月21日閣議決定)において、「(認定こども)園を対象とする施設整備事業・災害復旧事業については、原則として、こども家庭庁へ移管し、一本化する」こととされていることを踏まえ、今後、同庁の設置に向けて、内閣府、文部科学省、厚生労働省等関係府省において必要な対応を検討していく。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
6	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	児童入所施設措置費等国庫負担金の算出における里親支援専門相談員配置による加算対象施設の拡大	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の算出において、里親支援専門相談員の配置により加算の対象となる施設について、現状の児童養護施設及び乳児院に加えて、障がい児入所施設、児童心理治療施設等についても対象となるよう対象施設の拡大を求める。	里親支援専門相談員を配置した場合に児童入所施設措置費等国庫負担金の加算が受けられる対象施設は、児童養護施設と乳児院に限定されており、障がい児入所施設等に配置しても加算は受けられない。一方、里親に委託する児童が障がい児や心理ケアが必要な児童等の場合もあることから、そうした児童に係る専門的な知見に乏しい児童養護施設や乳児院への配置だけでは、地域支援として十分かつ幅広く里親支援を行っていくことが難しい状況がある。里親委託の推進が重要となる中、障がい児入所施設等への里親支援専門相談員の配置を進めることが望まれるが、当該施設への配置について加算の対象とされないことが支障となっている。	障がい児入所施設や児童心理治療施設等への里親支援専門相談員の配置により、障がい児や心理ケアが必要な児童等にも対応した里親支援が可能となる。また、加算が受けられる対象施設が拡大されることにより、里親支援専門相談員の配置を希望(申請)する施設の選択肢が増え、里親支援専門相談員の配置が進み、里親支援の充実につながると考える。なお、当県においては、児童養護施設及び乳児院が4か所しかないことに加え、当該施設の所在地が県内の一部に集中していることから、里親支援専門相談員の配置は県内の一部地域における2名に留まっている。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(平成24年4月5日付け雇児発第0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	厚生労働省	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟
16	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育事業者における連携施設の確保に係る公定価格上の減算調整措置の見直し	児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定された事業を行う保育所型事業所内保育事業者が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設定しない場合については、減算額が適切かについて検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けないようにするなど、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育所における満3歳以上の児童の受け入れについて、「各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能である」との見解が示された。 一方で、同事務連絡において「保育所型事業所内保育事業については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合においては、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を要しない」とこととするが、「この特例を活用し連携施設を確保しない場合であっても(中略)、連携施設を設定しない場合に該当するものとして、公定価格の調整の適用を受けることに留意されたい」と記載されている。 こうした中で、満3歳以上の児童の受け入れを行うこととした保育所型事業所内保育事業者に対し、これまで卒園後の受け皿に係る連携施設として連携していた施設から「満3歳以上の児童の受け入れを開始するにもかかわらず、引き続き卒園後の受け皿に係る連携施設の確保は必要なのか」との確認があった。現時点ではこれまでどおり連携を継続する方向で話が進んでいるが、連携施設からの同意が得られなければ、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受け入れを行うことにしたにもかかわらず、公定価格上の減算調整を受けることとなり当該事業者が不利益を被る状況である。当市において該当する施設は1か所のみではあるが、0～5歳まで切れ目なく一体的に保育を提供することは保護者にとっても有意義であり、全国的なニーズも想定されるところであることから当市としては、保育所型事業所内保育事業者については一定の要件を満たす場合には「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない場合は公定価格上の減算調整の適用を受ける」ということを合理的に説明することができないと考えている。	公定価格上の減算調整という保育所型事業所内保育事業者にとって経営上のマイナスとなる要因を減らすことで、3歳以上の児童の受け入れを検討する事業所が増え、0～5歳までの切れ目のない一体的な保育を提供することができると思う。	児童福祉法第6条の3第12項家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知) 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	内閣府、厚生労働省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
6	岩手県、神奈川県、川崎市、相模原市、岡山県、香川県、高知県	<p>○国が示す里親委託推進の方向性をさらに推進していくには、特性を有する子ども等への専門的な支援ができる立ち位置から里親家庭及び子どもへのより具体的な支援が必要である。</p> <p>○障がい児等への支援においても他の児童への支援と同様に、家庭的養育優先の原則や施設の小規模・地域分散化は必要な視点であり、とりわけ措置入所が必要な児童については、里親家庭も委託先の候補となるものである。また、現在里親委託されている児童に知的障がいや発達障がい等を有するケースも見られることから、施設支援のノウハウを里親養育支援に生かすためにも、障がい児入所施設や児童心理治療施設等への里親支援専門相談員の配置は必要であると考えます。</p> <p>○施設入所児童に家庭体験をさせるための短期里親事業において、里親が特定の子どもと月1回程度の交流を行っている。里親宅への外泊も伴い、里親への引継ぎや帰園時の迎え入れ等にきめ細かな支援が必要である。障害児入所施設等から里親委託となるケースは事例としては少ないが、児童養護施設で里親と短期里親交流をしていた児童が障害児入所施設に措置変更となった後も、里親と短期里親交流をするケースが多い。里親支援専門相談員は、交流において里親側が悩みや不安全感を感じた時に施設内で調整し、解決を図る窓口、また身近な相談相手として機能しており、障害児入所施設に措置変更となった場合でも継続した支援が行われることが望まれる。また、今後、障害児入所施設等から里親委託をする際は、里親委託や里親支援に精通した職員によるきめ細かな支援が必要と思われる。</p>	<p>里親支援専門相談員の取扱いについては、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」(令和4年2月3日付け社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会とりまとめ)においてとりまとめられた「家庭養育優先原則の推進」や「施設の多機能化・高機能化」の考え方を踏まえ、必要な措置について令和5年度以降の予算編成過程において検討を行う予定である。</p>
16	旭川市、富津市	—	<p>事業所内保育事業を含む地域型保育事業では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準」という。)第6条第1項により、原則満3歳未満とされている地域型保育事業の利用児童が満3歳となった後の保育を受ける場の確保等のため、連携施設を確保することが義務付けられていることから、公定価格においても、連携施設に係る経費を基本分単価に算定している。一方で、基準附則第3条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合等には連携施設を確保する必要がないこととされており、このような場合には、連携施設に係る経費は不要となることから、公定価格においても当該経費について減算調整を行うこととしている。</p> <p>このため、基準第45条第2項に基づき、保育所型事業所内保育事業が連携施設を確保しない場合についても、連携施設に係る経費は不要となることから、当該経費について減算調整を行うこととしている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
23	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	子ども・子育て支 援交付金に係る 延長保育事業の 実績報告における 「対象経費の実支 出額」の算出方法 の簡素化	子ども・子育て支 援交付金に係る延 長保育事業の実績 報告における「対 象経費の実支出額 」の算出方法の簡 素化を求める。 例えば、延長保育 を利用した児童1 人あたりの必要経 費について、利用 時間に応じて単価 を設定し、年間の 延べ利用人数を乗 じて対象経費の支 出額を算出するなど 、公定価格と延長 保育事業の切り分 けを必要としない 手法を検討いただ きたい。	地域子ども・子育 て支援事業の延長 保育事業は、全国 で8割以上の施設 において実施され ており、全国的に 保護者からのニーズ が高い事業である (平成30年度延長 保育実施割合81.9 %(延長保育実施施 設数28,476か 所/保育所等施設 数34,763か所)) 。延長保育事業に ついては、国から 子ども・子育て支 援交付金を受け各 市町村が実施して いるが、子ども・ 子育て支援交付金 交付要綱第10条 において、市町村 から都道府県への 同交付金の実績報 告の提出期限は「 4月10日まで」と されており、年度 当初の短い期間 で前年度の実績を 確定する必要がある 。当該実績報告の 確定に当たっては 、事業所と市町村 において、実績報 告に関する確認作 業を行っているが 、事業所ごとにマ ンパワーや事務処 理能力もバラバラ であることから、 事業所への確認事 項も多く発生して おり、実績額を確 定するまで、多大 な時間を費やして いる。特に、対象 経費の実支出額の 算出に当たっては 、公定価格と重複 しないよう延長保 育事業に係る人件 費を算出する必要 があるが、現場に おいては両者の切 り分けが明確でな いこともあり、算 出作業の事務負担 が大きい。さらに 、施設型給付費等 の精算処理も同じ 時期の作業となる ため、事業所と市 町村における事務 負担が大きく、よ りミスが発生しや すい状況となっ ている。現在の状 況が継続されれば 、受けられる交付 金の額に対して事 務負担が過大であ るとして延長保育 事業の廃止を考 える事業所が出て くる可能性もあり 、延長保育事業の 高いニーズを充足 することができな くなるおそれがあ ると考えている。	延長保育事業の実 績報告において、 特に負担の大きい 「対象経費の実支 出額」の算出につ いて、公定価格上 に計上されている 人件費と延長保育 事業の人件費との 切り分け作業が不 要となることによ り事業所の実績報 告作成作業及び市 町村における確認 作業の両方が軽減 される。また、延 長保育事業の実績 報告に費やす時間 が減少することよ り、同時期に行っ ている施設型給付 費等他の補助金に 係る精算に注力す ることができるよう になり、当該精算 の精度の向上も期 待できると考える 。	子ども・子育て支 援交付金交付要綱 第4条、10条	内閣府、厚生 労働省	宜野湾市
37	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	幼稚園等利用 者が認可外保育 施設等を併用する 場合の施設利用 料の無償化に係 る適用要件の撤 廃	幼稚園が十分な 水準の預かり保 育(教育時間を含 む)の預かり保育 の提供時間数が 8時間以上又は 開所日200日 以上)を提供して いるか否かにか かわらず、幼稚 園利用者が認可 外保育施設等を 併用する場合は 、当該認可外保 育施設等の利用 料について無償 化の対象とする ことを求めるも の。	在籍する幼稚 園が十分な水準 の預かり保育を 実施している場 合、認可外保育 施設等の併用は 無償化の対象と ならないことから 、利用者から苦 情が寄せられて いる。具体的には 、医療従事者が 夜間勤務を行う 際に、教育時間 終了後の預け先 の選択肢が院内 保育施設のみで ある場合など、 多様な働き方が 存在する中で、 認可外保育施設 等を併用せざる を得ない状況が 想定されるが、 幼稚園の預かり 保育の実施水準 により無償化の 対象外とされる ことに不公平感 が生じている。 また、無償化の 要件とされている 「幼稚園が法令 で定められた水 準の預かり保育 を提供している か否か」につい ては、年度開始 前に作成される 幼稚園の預かり 保育に係る年間 計画を踏まえて 市町村が判断し 、公示を行って おり、当市や周 辺の自治体では 、例年2～3月 頃に判断・公示 を行っている。 一方、幼稚園の 願書提出、書類 選考、面接等は 、入園前年度の 10月頃から実 施されることが 一般的であるた め、保護者が入 園の準備を行っ ている時点では 、認可外保育施 設等を併用した 場合に当該認可 外保育施設等の 利用について無 償化の対象とな るか否かについ て判断できない 状況にある。そ のため、幼稚 園と認可外保育 施設等の併用を 予定していたが 、入園を目前に して、認可外保 育施設等の利用 料について、無 償化の対象外で あることが発覚 するといった事 態が生じている。	幼稚園が十分な 水準の預かり保 育を提供してい るか否かにか かわらず、幼稚 園利用者が認可 外保育施設等を 併用する場合は 、当該認可外保 育施設等の利用 料について無償 化の対象とする ことで、在籍す る幼稚園の状況 や保護者の勤務 体系に関わらず 無償化の対象と なり、保護者の 求める保育ニ ーズを満たすこ とが可能となる 。また、入園予 定の幼稚園が、 認可外保育施設 を併用した際に 無償化の対象と なるか入園直前 までわからない といった不安定 な状況に陥るこ とがなくなり、 各利用者が必 要とする保育施 設の利用を前も って検討するこ とが可能となる。	子ども・子育て支 援法施行令第15 条の6第2項第3 号、子ども・子 育て支援法施行 規則第28条の1 8第3項	内閣府、文部 科学省、厚生 労働省	茅ヶ崎市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
23	小樽市、水戸市、前橋市、富津市、中野市、豊田市、守口市	<p>○当市では、県が示した方法で延長保育事業の件費を算出しているが、事務負担が大きく、また同時期に一時預かり事業補助金や病児保育事業等の他補助金の実績報告を依頼していることもあり、毎年事務負担の軽減を求める意見が事業所から上っている。また、延長保育事業は平均対象児童数を求めるための事務負担も大きく、現状ではかなりの負担を要している。そのため、算出方法が簡素化されれば、事業所の作成事務負担・市町村の確認負担の軽減が期待できると考えている。</p> <p>○現行では3月末の事業終了をもって補助基準額が確定するような仕組みとなっており、国実績報告までに各施設の補助基準額を確定して実支出額を見込むのは負担となっている。一時預かり事業(一般型)のような、延べ利用人数のたまかな区分で補助基準額を算出できる仕組みで簡素化されることが望ましいと考える。</p> <p>○次年度の4月入所申し込みの時期と重複した業務となることに加え、短期間で事務処理する必要があるため、確認作業に十分な時間を費やすことができずにいる。</p> <p>○一年をとおして件費を切り分けなければいけないため、事業所の負担が大きい。</p> <p>○当市においては延長保育事業として31の私立園が実施しているところだが、実績の確認については、園及び市それぞれの関連事務において短期間で進める必要があり、負担が大きいところである。経費の算出、確認について、一層の効率化を求めたい。</p>	<p>施設型給付費等(子どものための教育・保育給付交付金)と延長保育事業(子ども・子育て支援交付金)について、施設型給付費等は、いわゆる通常保育の時間内(8時間又は11時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、保育等に要する経費を必ず負担しなければならない義務的経費であり、延長保育事業については、通常保育の時間外(8時間又は11時間を超えた時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、地域の実情に応じて、各市町村の判断により実施する保育等に要する経費を補助する裁量的な経費である。両事業の対象や性質は異なるものであり、国と地方の負担割合もそれぞれの経費で異なっている。</p> <p>このため、補助金等の適正な執行管理や財政負担の観点から、両事業を切り分けずに処理することは、困難である。</p>
37	柏市、川崎市、浜松市、宝塚市、広島市、宇和島市	<p>○当市においても、医療分野や介護・福祉分野に従事する保護者の勤務先が無償化の対象保育施設を併設しており、子が実際にその施設を利用しているというケースが散見される状況にある。</p> <p>預かり保育を国が示す一定の水準で実施しているものの、その受入体制が需要を完全に満たせていない施設については、利用者が新2号認定を受けていても、保護者の就労時間や認定の事由により、利用を制限されるという事案も発生しており、本市もその対応に苦慮している。</p> <p>また、夏休み等の長期休業中の実施状況も施設によってバラつきがあり、保護者の職種によっては、認可外や一時預かりを利用せねばならない状況も生まれている(10か月×平日5日×4週の実施でも基準である200日に到達してしまうため、保護者の需要を十分に満たせる状況とは言えない施設もある。)</p> <p>認可外等の併用分も無償化の対象経費とすることを可能にすることで、保護者側にも利用サービスの選択の幅が生まれ、更には利用が分散する結果、預かり保育に係る実施体制の圧迫を緩和することにも繋がる。これにより、従前、利用を希望しても叶わなかった保護者の需要に、より応えることが可能になるものと捉えている。</p> <p>○当市においても、幼稚園入園式前や卒園式後小学校就学前の新2号認定子どもが認可外保育施設を利用した場合などに、同様の事例が生じている。</p> <p>○預かり保育の提供時間数が8時間以上または、開所日200日以上を満たしていても、保護者の働き方によっては認可外を利用せざるをえない場合がある。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化において、幼稚園等に在籍する子どもの保護者が就労していること等により保育の必要性の認定を受けた幼稚園等の利用者(いわゆる新2号又は新3号認定)については、できる限り当該幼稚園等に預ける預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間(教育課程に係る時間との合算)となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。このような幼稚園及び保育所に関する規定を踏まえて定められた基準であることから、現時点においてこの基準の見直しは考えていないが、政府としては、平日及び長期休業中の双方において、長時間、体制の整った預かり保育が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育の充実(一時預かり事業(幼稚園型I)における加算額の累次にわたる充実)等に努めてきたところであり、今後とも、多様な働き方の実態を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化に関する事務を適切に実施してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
54	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	保育体制強化事業における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の確認に係る補助要件の緩和	保育体制強化事業の補助要件について、保育支援者を配置した月における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の前年同月比較要件を、「当該年度において公定価格の基本分単価を充足する職員を配置し、かつ、当該年度の保育支援者を配置した月と前年度の同月を比較して保育支援者の配置数が同数以上であること」に改める等、補助要件の緩和を求める。	保育所等で離職者が出た場合等において、残る保育士の負担軽減を目的として、新たに保育支援者を配置しても、現在の補助要件では当該保育支援者のほかに新たな職員(保育士及び保育士以外の者)を雇用しない限り、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならないため、保育体制強化事業を活用することができない。 地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、職員の減少により労働環境が悪化し、残された職員の負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況であるばかりか、少人数の保育士で保育事業を行っている規模も小さい施設などでは、当該制度の活用ができず、また、自主財源での保育支援者の配置も困難なことが多いため、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。 当市においても、当該制度を活用して保育支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図ることを検討したものの、職員数が前年より減少していたために補助対象とできなかった事例が生じた。その結果、より一層保育士の確保が困難になり、利用定員の縮小を検討している事例もあるなど、保育体制の弱化等の支障が生じている。 保育体制の強化を図るためには、「保育補助者雇上強化事業」の活用という方法も考えられるものの、保育士確保が難航している地域では、実習等を必要とする保育補助者の希望者の数も不足していることが多く、保育補助者雇上強化事業により保育士の負担を軽減させるほどの人材を確保することは現実的ではないため、より多様な人材である保育支援者が対象となる保育体制強化事業の要件緩和を求めるものである。	保育支援者として地域の人材を活用することを促進し、子どもが健やかな環境で生活するための保育体制を充実させるとともに、保育士の負担軽減に資するものと考えられる。 また、保育士の負担軽減によって、利用者の受入れ促進、それに伴う待機児童の解消や、保育所等の運営の安定化が図られ、保育士の待遇が改善されるとともに、将来的には新たな保育士の確保にもつながる。さらに、職員体制の確認方法が従前と比較して簡素化されるため、事業者及び市町村職員の事務負担軽減にも寄与するものである。	保育体制強化事業実施要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	前橋市、太田市、沼田市、藤岡市、安中市、榛東村、神流町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、玉村町、邑楽町
74	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金における、産後ケア事業に関する補助条件の見直し	現行の母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金により各市町村が実施する産後ケア事業やその施設整備に関する補助等について、これまでの実績や課題の検証をした上で、市町村の人口区分等に基づく一律の基準ではなく、事業の規模や提供するサービスの内容等に応じて必要となる人員配置等を踏まえ、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、補助条件をきめ細かく見直すこと。	産後ケア事業は、母親の孤立化を防ぎ、乳児や児童虐待の未然防止に資するものであることに加え、少子化対策にも寄与するものであり、今後もその必要性が増していくものと考ええる。 当区(※)は、年間の出産数が7千人前後で推移している。また、都市部の特徴として、祖父母等との同居・近居は3割にとどまっており、約7割が産直後のサポートが必要な状況にある。現在は、区内で2か所(18床)産後ケア事業を行う施設を運営しているものの、出生数やサポートが必要な母子の割合を考慮すると十分とは言えず、一層の充実を図っていく必要がある。 ※特別区長会に属する1区 一方で、母子保健衛生費国庫補助金は、1市町村当たりの人口区分に応じて補助単価が定められており、同一の人口区分であれば、サービス内容にかかわらず補助単価が同一であるため、自治体の意向とは無関係に、集中的なケアであるショートステイ(宿泊利用)ではなくデイケア(日帰り利用)の方が実施しやすいような制度となっている。 さらに、産後ケア事業の実施にあたり、専用施設の整備が必要な場合、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用が想定されるが、当該交付金額は、施設の種類に応じて定められた交付基礎点数を元に算定することとされており、施設の規模にかかわらず産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付基礎点数を元に交付金が算定されるため、施設設計において自治体の意向が反映しにくい制度となっている。	令和3年4月から母子保健法の事業に位置付けられ、実施が区市町村の努力義務となったことで、今後、全国で様々な形で産後ケア事業が実施されることが考えられる。 施設の運用形態や規模、サービス内容に応じた補助条件とすることで、今後、全国の自治体がそれぞれの状況に沿った形で安定的に事業を展開することができる。	母子保健法第17条の2 母子保健法施行規則第7条の2～4 母子保健医療対策総合支援事業(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	特別区長会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
54	岩手県、宮城県、水戸市、川口市、富津市、長野県、豊橋市、守口市、枚方市、香川県	<p>○非常勤職員が離職し、新たに常勤職員を雇用した場合に、前年度との職員比較において、同数以上とならないために補助対象外となるケースは本市でも生じている。そのため、他自治体と同様に、公定価格の基本分単価を充足する職員配置を満たし、保育支援者を配置した場合に補助を認める等、補助要件の緩和を求める。また、事業者及び市職員の事務負担軽減の観点から職員体制の確認方法の簡素化を求める。</p> <p>○当該補助金については、保育支援者を配置した月の「前年同月」と比較し、保育士等の実人数が同数以上の場合に補助されるが、施設の状況に応じて当然保育士等の数は変わるため、補助金の活用できない施設がある。保育士等の配置基準を満たしたうえで、保育支援者を加配した場合には、全て補助対象としていただきたい。</p> <p>○県内の事業者から、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならず、保育体制強化事業を活用することができないので要件を見直してほしいとの意見が示されている。</p> <p>○本補助金の当該事業について、コロナ禍の中において、消毒作業などを行う保育支援者を雇用することで、保育士の負担軽減を図るため、市としても各施設において活用してもらうよう周知をしているが、本要件のハードルが高く活用の妨げとなっている。</p> <p>○本市においても保育士の確保が難しい状況であることから、当該事業の補助要件を満たすことが困難な施設が多く、要件緩和が必要と考える。</p> <p>○施設も人員確保に苦慮しており、本業務を人員確保の財源としているが、離職等により本事業を活用できないこともあり、本末転倒の結果となるため、補助要件を緩和していただきたい。</p>	各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、令和4年度予算案において、補助要件の見直しを行うこととしている。具体的には、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者の数等の前年同月比較要件を廃止し、保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書の提出を要件とする予定である。
74	千葉市、相模原市、長野県、京都市、大阪市、香川県、宇和島市、福岡県	<p>○「短期入所型」「通所型」「居宅訪問型」の実施方法ごとに必要な経費は異なるため、その実情を反映した補助基準額であることが望ましい。</p> <p>また、産後ケア事業の対象は「出産直後から4か月頃までの母子」であったが、令和3年度より「生後1年を超えない母子」となったことに伴い、対象者が増加していることから、各自治体が事業に要する経費についても増大していると想定され、こうした実態を把握して基準額が設定されることが望ましい。</p> <p>○本市では、宿泊型、訪問型を実施しており、いずれも利用ニーズが非常に高く、産後ケア利用数が急増しているため、国庫補助限度額以上の予算執行をしており、現状の国庫補助算定方法・率では市負担額が多く生じている。</p> <p>安定した事業運営のためには、実施内容に即した国庫補助が受けられるよう算定方法の見直しを要望する。</p>	<p>運営費については、令和4年度予算案において、①デイサービス・アウトリーチ型とショートステイ型で補助単価を分けるとともに、②人口区分に基づく一律の補助単価から実施か所数を加味した補助単価に見直すことを盛り込んでいる。</p> <p>施設整備費については、産後ケア事業を行う施設に対する補助実績や、他の施設とのバランスを踏まえながら、引き続き、検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
195	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の加算要件の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。))を基準年度とできる)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるよう求める。また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるよう求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)(以下「加算Ⅰ」という。))について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(「従前の基準年度」(固定)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度より、「前年度の賃金水準」を維持する(新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取得など、ごく一部の場合)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状がある。そのような中、見直しにより、経営状況によって変動する賞与等も含め、前年度の賃金水準を維持することが要件とされたため、一時的な経営の悪化によっても、加算Ⅰを受けられず、賃金を大幅に下げざるを得なくなることを懸念する声が上がっている。以上の状況を踏まえ、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限り講じられた経過措置(「従前の基準年度」を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合」にも適用できるとし、改めて当分の間の経過措置とされる必要があると考える。また、処遇改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できることを可能とする必要があると考える。	基準年度について、当分の間、新規事由の有無を問わず、従前の基準年度を選択できることにより、各施設の経営状況等に応じて基準年度を選択することが可能となり、経営状況が安定している施設は基準年度を前年度とし事務負担を軽減することができ、一方で経営状況が一時的に悪化した施設は、従前の基準年度を適用することで、見直し以前の要件は充足した上で、引き続き加算の適用を受けることができる。その結果、保育士等の賃金を著しく下げることなく、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金改善が可能となり、ひいては質の高い教育・保育の安定的な供給が可能となると考える。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
206	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者提案している。しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定しているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	地域の実情(ニーズ)にあわせた柔軟な定員変更に対し、公定価格に係る経過措置や加算要件の見直しを行うことにより、0歳児定員の削減による1歳児の新規受入れ枠の確保や、1、2歳児の定員増といった地域の保育ニーズに合わせた定員変更が推進され、待機児童対策に寄与すると考える。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
195	小樽市、富津市、長野県、長崎県、宮崎県	<p>○基準年度において必要額を超えて賃金改善を行った場合、その額が翌年度の必要額となるが、児童数の減等により給付額が減少した場合にも同様の賃金改善を求められることとなり、施設において負担となる旨意見が寄せられている。</p> <p>○ある事業所において、令和元年度に運用していた賃金規程が誤って高い金額設定になっていたことに気づき、令和2年度に賃金規程を見直した。その結果、基準年度である令和元年度の賃金水準が令和2年度の賃金水準を上回ることとなったが、令和2年度は「新規事由なし」であったため、その事業所では賃金改善計画等の作成に苦慮され、市担当者への基準年度を元年度より前に遡れないかについて、再三相談があった。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについては、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、加算額等の算定や給与関係文書の保管に係る事務の負担軽減を図るため、令和2年度より基準年度を前年度とするよう見直したものである。</p> <p>新規事由に該当する場合に「従前の基準年度」を基準年度とできる経過措置については、従前の算定方法でも事務作業を行っている施設に対する例外的な措置として、令和2年度に限って認めていたものである。</p> <p>こうした基準年度に係る見直しの趣旨を踏まえれば、基準年度として「子ども・子育て支援法による確認の効力を生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)」を選択可能とすることは困難である。</p> <p>なお、国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設など基準年度を加算当年度の前年度とすることが難しい施設については、3年前の年度を基準年度として選択することも可能としている。</p>
206	小樽市、旭川市、所沢市、富津市、守口市、松山市、宇和島市	<p>○全国的に保育士の確保が難しい状況を踏まえ、待機児童の多くを占める1、2歳児を既存の施設でより多く受入れるため、平成30年度から、配置基準を満たしたうえで4月に1、2歳児を定員を超えて受入れた場合に、超えた部分に対して市単独で一部助成を行っている。</p> <p>しかし、1、2歳児の待機児童増は全国的な傾向であり、公定価格の算定を見直すことにより対応すべきと考える。</p>	<p>公定価格は、施設の教育標準時間認定子ども又は保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分の単価を適用することとしており、年齢区分ごとの定員で単価を適用する仕組みとしていない。</p> <p>また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項において、0歳児おおむね3人につき1人以上、1、2歳児おおむね6人につき1人以上の保育士の配置が求められていることを踏まえ、公定価格上の基本分単価において必要な費用を算定しており、1、2歳児に0歳児の費用を措置することはできない。主任保育士専任加算等の要件についても、0歳児は手厚い職員配置や他の年齢と比べて個々の発達・健康状態に応じた配慮がより必要であることから、乳児の保育の実施を加算の要件の1つとして評価しているものであり、0歳児と1歳児を同列に取り扱うことは適切ではないと考えている。</p>